

秦野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて

秦野市消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、消防団員等に係る傷病補償年金等を受ける権利を担保として提供することができる例外規定を削除するため、改正するものであります。

秦野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

秦野市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年秦野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第12号 秦野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(譲渡等の禁止)</p> <p>第4条 損害補償を受ける権利は、譲渡し、担保にし、又は差し押さえることができない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(譲渡等の禁止)</p> <p>第4条 損害補償を受ける権利は、譲渡し、担保にし、又は差し押さえることができない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保として提供する場合は、この限りでない。</u></p>

秦野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて

1 改正の経過

令和 2 年 6 月 5 日に、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、同法附則第 6 5 条で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されました。

これを踏まえ、令和 4 年 2 月 1 日付けで消防庁次長から、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が行う年金担保貸付事業が廃止されることに伴い、消防団員等が傷病補償年金等を受ける権利を担保として提供することができる例外規定を、削除するよう通知がありました。

2 現在の状況

消防団員や消防作業従事者等に対する消防作業等に従事したことによる損害補償を受ける権利は、譲渡し、担保にし、又は差し押さえることはできませんが、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保として提供する場合は、この限りでないと規定しています。

3 施行日

令和 4 年 4 月 1 日